

随意契約理由書

件名	令和7年度 海岸線 電車全般検査 制御装置等
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング(株)
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

電車は省令により定期検査を行う必要がある。
その期間は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は10年毎となっており、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。
本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。
これらの諸条件を満たす業者は、制御装置を製作した三菱電機株式会社以外にはないが、同社は平成20年度より、上記業者に電車保守業務を移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。

担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係	(電話番号 078-652-7340)
----------------	------------------------	----------------------